

令和5年度末で経過措置期間を修了する令和3年度報酬の改定事項

1 感染症対策の強化

- 事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう、令和6年3月末までに指針を整備し、以下の感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じる必要があります（令和6年3月末までは経過措置期間）。

（必要な措置）

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
（在宅系、居住系）概ね6か月に1回以上
（施設系）概ね3か月に1回以上
 - ② 従業者への委員会結果の周知
 - ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - ④ 研修・訓練の実施
（在宅系）研修年1回以上及び新規採用時、訓練年1回以上
（居住系、施設系）研修年2回以上及び新規採用時、訓練年2回以上
- 次の厚生労働省 HP は、障害者福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きですが、「感染対策指針ひな型」が掲載されています。感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成する際の参考にしてください。

厚生労働省 HP

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等（障害者福祉）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

2 業務継続（BCP）に向けた取り組みの強化

- 事業者は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るため、令和6年3月末までに業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります（令和6年3月末までは経過措置期間）。

（必要な措置）

- ① 業務継続計画（「感染症」と「災害」）の策定、定期的な計画の見直し
- ② 従業員への業務継続計画の周知
- ③ 研修・訓練の実施
（在宅系 ）研修年1回以上及び新規採用時、訓練年1回以上
（居住系、施設系）研修年2回以上及び新規採用時、訓練年2回以上

- 次の厚生労働省 HP に「新型コロナウイルス感染症編」「自然災害編」の業務継続計画のひな型等が掲載されています。
BCP 策定は、はじめから完璧な計画を目指すのではなく、できるところから始めて、徐々にブラッシュアップを重ねていきましょう。

厚生労働省 HP

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_isha/douga_00002.html

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

- 介護に直接かかわる職員は、令和6年3月末までに「認知症介護基礎研修」の受講する必要があります（令和6年3月末までは経過措置期間）。これにより令和6年4月以降に無資格で受講していない場合は働くことができなくなります。
- 受講の対象となる職員（新卒・中途を問わない）が新たに入職した場合は、入職後1年以内に受講する必要があります。
- なお、すでに医療福祉分野の国家資格を有している、もしくは介護職員初任者研修や認知症介護実践者研修などの公的研修を修了している場合は受講の必要はありません。

（受講が免除される資格）

看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、柔道整復師、はり師、きゅう師、介護支援専門員

（受講が免除される研修）

実務者研修、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修 など

- 山口県介護保険情報総合ガイド「かいごへるぷやまぐち」に掲載されている、認知症介護基礎研修の実施機関は次のとおりです。

① 一般社団法人山口県介護福祉士会

申込先 : 〒754-0893 山口市秋穂二島1062 山口県セミナーパーク内
一般社団法人山口県介護福祉士会 事務局
TEL : 083-987-0122 FAX : 083-987-0125

② 一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会

申込先 : 一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会 事務局
TEL : 090 - 8998 - 8977 FAX : 083 - 258 - 1828

③ 有限会社みずほ企画

申込先 : 青藍会グループ 有限会社みずほ企画 教育部教育課
TEL : 083-933-6000（代表） FAX : 083-933-6007

4 高齢者虐待防止の推進

- 虐待の発生又は再発を防止するため「虐待の未然防止」「虐待等の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点から、**令和6年3月末までに指針を整備し、以下の虐待の防止のための措置を講じる必要があります**（令和6年3月末までは経過措置期間）。

（必要な措置）

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ② 従業者への委員会結果の周知
- ③ 虐待の防止のための指針の整備
- ④ 研修の実施
（在宅系 ）研修年1回以上及び新規採用時
（居住系、施設系）研修年2回以上及び新規採用時
- ⑤ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が望ましい

- 虐待の防止のための措置に関する事項は、**令和6年3月末までに運営規程に定める必要があります**。次の記載例を参考に運営規程に記載してください。

（虐待の防止のための措置に関する事項） 【例】

第〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2） 虐待の防止のための指針の整備する
 - （3） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年●回以上）実施する。
 - （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市へ報告するものとする。

運営規程を変更された場合は、「変更届」を忘れずにご提出ください

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

- 口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行う必要があります（令和6年3月末までは経過措置期間）。

（対象サービス）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

（必要な措置）

- ① 管理体制に係る計画の作成
- ② 計画に基づく口腔衛生の管理
- ③ 計画の定期的な見直し

厚生労働省 HP

介護保険最新情報 vol.936（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について） p.48 をご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>

5 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

- 入所者に対する栄養管理について、令和3年度から栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、栄養管理を計画的に行う必要があります（令和6年3月末までは経過措置期間）。

（対象サービス）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

（必要な措置）

- ① 多職種共同での入所者ごとの栄養ケア計画の作成
- ② 栄養ケア計画に従った栄養管理の実施、入所者の栄養状態の定期的な記録
- ③ 栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価、必要に応じた計画の見直し

厚生労働省 HP

介護保険最新情報 vol.936（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について） p.37 をご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>